

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び

金曜日発行

(当日は、  
翌日  
がと  
ける  
日  
の  
翌  
日)

## 目 次

### ◇ 告 示

字の区域の新設等

土地改良事業の認可(二件)

土地改良事業の工事の完了

保安林の指定の解除予定

土地区画整理法による換地処分

開発行為に関する工事の完了(二件)

公有水面の埋立ての免許の出願

## 告 示

### 鳥取県告示第六百九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定

に基づき、米子市長から次のとおり字の区域を新たに画し、町及び字の区域を変更し、並びに字の区域を廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設、町及び字の区域の変更並びに字の区域の廃止は、土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)第三百三条第四項後段の規定による米子市車尾中島土地区画整理事業の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十七年六月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

新たに画する字の名称

中島字中島東

同上の区域(昭和五十六年十月十九日現在の地番による。)

中島字土橋八から一〇までの一部及びこれらと一体をなす国有地、中島字樋ノ口の全域、中島字上井手中江一六、一七、一八の一及びこれらと一体をなす国有地、中島字荒神前一〇三の二の一部、一〇四、一〇五の一の一部、一〇六の二の一部、一二四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、中島字保治田一三九の一、一四三、一四四の一、一四七の一の一部、一四八、一四九、一五〇の一から一五〇の三まで、一五一、一五二及びこれらと一体をなす国有地並びに中島字長池一五三、一五四の一、一五四の二、一五五の一、一五五の二の一部、一五六の一、一五六の三の一部、一五六の四から一五六の八まで、一五七の一の一部、一五七の二、一五八の一、一五八の三、一五九の一、一六〇の一部、一六一の一及びこれらと一体をなす国有地の一部

区域を変更する町及び字の名称	同上の区域（昭和五十六年十月十九日現在の地番による。）
車尾字土橋	<p>車尾字土橋一六六の三の一部、一一六六の四、一一六八、一一六九、一一七〇の二、一一七四の一、一一七五から一一七九まで、一一八三の二の一部、一一八四、一一八五の二の一部、一一八六の二の一部、一一八六の二の一部、一一八九の二の一部、一一九〇の二の一部、一一九二の一部、一一九三の一部及びこれらと一体をなす国有地、車尾字三番割東一〇〇四の一〇、一〇〇四の一六、一〇〇六の一、一〇〇八の一、一〇〇八の二、一〇〇九から一〇二〇まで、一〇二一の一、一〇二二の二及びこれらと一体をなす国有地の一部、中島字土橋一の一、二、二から七まで、八から一〇までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに中島字長池一五五の二の一部、一五六の三の一部、一五七の二の一部、一六〇の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一六〇及び一六一の一と一体をなす国有地の一部</p>
車尾字砂ノ下	<p>車尾字砂ノ下の全域並びに車尾字土橋のうち一一六六の三の一部、一一六六の四、一一六八、一一六九、一一七〇の二、一一七四の一、一一七五から一一七九まで、一一八三の二の一部、一一八四、一一八五の二の一部、一一八六の二の一部、一一八六の二の一部、一一八九の二の一部、一一九〇の二の一部、一一九二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
車尾字三番割東	<p>車尾字三番割東のうち一〇〇四の一〇、一〇〇四の一六、一〇〇六の一、一〇〇八の一、一〇〇八の二、一〇〇九から一〇二〇まで、一〇二一の一、一〇二二の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
中島字上井手中江	<p>中島字上井手中江のうち一六、一七、一八の一及びこれら</p>

中島字荒神前	らと一体をなす国有地以外の区域
中島字保治田	<p>中島字荒神前のうち一〇三の二の一部、一〇四、一〇五の二の一部、一〇六の二の一部、一二四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに中島字保治田一四七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
中島字長池	<p>中島字保治田のうち一三九の一、一四三、一四四の一、一四七の一、一四八、一四九、一五〇の一から一五〇の三まで、一五一、一五二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
廃止する字の名称	<p>中島字長池のうち一五三、一五四の一、一五四の二、一五五の一、一五五の二、一五六の一、一五六の三、一五六の四から一五六の八まで、一五七の一、一五七の二、一五八の一、一五八の三、一五九の一、一六〇、一六一の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
廃止する字の名称	中島字土橋及び中島字樋

鳥取県告示第六百十号

智頭町から申請のあつた町営土地改良（奥山形地区は場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年六月十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年六月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六百一十一号

若桜町から申請のあつた町営土地改良（大炊地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年六月十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年六月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六百一十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十七年六月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土地改良事業の名称	工事完了年月日	届出者
福米地区ほ場整備事業	昭和五十六年三月二十五日	倉吉市

鳥取県告示第六百一十三号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十七年六月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市高路字大藤谷口八三〇の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

干害の防備

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第六百一十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第一百三十三条第三項の規定に基づき、米子市車尾中島土地区画整理組合から米子市車尾中島土地区画整理事業施行地区の宅地について換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四項後段の規定により告示する。

昭和五十七年六月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六百十五号

次の開発行為に關する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十七年六月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十六年三月二十日 鳥取県指令受都計第三十九号

二 開発区域に含まれる地域の名称

八頭郡船岡町大字船岡字上山田、字丸山下分、字寺ノ下及び字新部荘

口上分

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

八頭郡船岡町大字船岡五三九

船岡町

船岡町長 谷尾文造

鳥取県告示第六百十六号

次の開発行為に關する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十七年六月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十六年十二月十七日 鳥取県指令受都計第三百五十三号

二 開発区域に含まれる地域の名称

八頭郡家町大字久能寺字小繩手

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市商栄町一六〇―九

有限会社新日本住建

代表取締役 木島常雄

鳥取県告示第六百十七号

公有水面の埋立ての免許の出願があつたので、公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次のとおり告示する。

その願書及び関係図書は、この告示の日から起算して三週間鳥取県土木部港湾課、鳥取県倉吉土木出張所及び泊村役場に備え置いて公衆の縦覧に供する。

昭和五十七年六月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 出願人の名称、代表者の氏名及び住所

鳥取県

鳥取県知事 平林鴻三

鳥取市東町一丁目二二〇

二 埋立区域

(一) 位置

鳥取県東伯郡泊村大字石脇字二ノ甲亀山一二九六地先公有水面

(二) 区域

次の1から3までの各地点を順次に直線で結んだ線並びに3の地点から4及び5の地点を通り1の地点に至る昭和五十六年秋分の満潮位(D・L十〇・四四メートル)における公有水面と陸地との境界線に  
より囲まれた区域

1の地点 甲亀山三等三角点(北緯三五度三〇分四九・八四六秒、

東経一三三度五六分五四・四一九秒)から四七度三〇分

三一五・三メートルの地点(以下「A地点」という。)

から二七三度二〇分七五・〇メートルの地点

2の地点 A地点から二七三度二〇分六三・〇メートルの地点

3の地点 A地点から二七六度四〇分三五・〇メートルの地点

4の地点 A地点から二六四度二〇分四二・〇メートルの地点

5の地点 A地点から二六七度一〇分六二・二メートルの地点

(三) 面積

二二〇・九一五平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

鳥取県東伯郡泊村大字石脇字二ノ甲亀山一二九六地先公有水面及び

陸地

(二) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及びオの地点とアの地点とを直

線で結んだ線により囲まれた区域

アの地点 A地点から二三五度二〇分五六・六メートルの地点

イの地点 A地点から二六四度二〇分一〇四・五メートルの地点

ウの地点 A地点から二七八度二〇分九九・五メートルの地点

エの地点 A地点から三〇九度四五分三〇・九メートルの地点

オの地点 A地点から三〇九度四五分一四・九メートルの地点

(三) 面積

三、〇七九・〇五平方メートル

四 埋立地の用途

護岸敷及び道路用地

五 出願年月日

昭和五十七年五月十三日